

教科書にみられる「家族像」

— 総集編、戦前の教科書の場合 —

久武綾子

Ayako HISATAKE

(家政学教室)

はじめに

江戸時代、庶民の教育は「孝」が中心であった。それは、江戸時代の教育勅語ともいうべき六諭衍義大意が「孝」を第一として説いたからである。ところが明治23年の教育勅語では、「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ……此レハ我カ国体ノ精華ニシテ…」としている。勅語の「克ク忠ニ克ク孝ニ」というのは、「忠」と「孝」という二つの徳目であって、「忠孝一致」ではない。いつから「忠孝一致」とされるようになったか。その理論構成はどうなっているか、教科書ではどう扱われているか、なぜ「忠孝一致」とされたか、その社会的背景を考察することは、明治期から終戦までの国家と家族の関係を知るためにも有意義と思われる。

筆者は、これまで教科書にみられる「家庭像」または「家族像」と題し、国語科および修身科の教科書の場合について報告してきた。それは各科ごとにその推移をとらえ時代の変化をみてきたが、実際には児童・生徒は各科を同じ頃に学んだのである。例えば、上述の「忠孝一致」についてみると、修身科でその徳目について理論づけられると国語科ではそれを題材とした物語りなどが語られ、習字ではそれに関する字を練習し、音楽科では唱歌の中にもそのような題材が含まれていて児童が口ずさんだのではなかろうか…。

さて「忠孝一致」については勿論、当時の「しつけ」に関する題材等は、尋常小学校の低学年から高等科に至るまで何回もカリキュラムに組みこまれていたことと推測される。

そこで各科の題材を項目ごとに分類し、各時期および学年ごとに並べて横にそれを検討し、さらに縦に各科における時代の流れを見、その社会的背景を考察してみたいと思う。

このように総合的にとらえることは、当時の国民教育のあり方を知るために必須である。

なお、筆者はこれまで図説・女子教育史⁶⁾⁷⁾と題し、女訓書や女大学の系譜等について報告してきたが「女大学」が戦前の良妻賢母主義の女子教育に与えた影響は少ない。

それ故「女大学」の条文が戦前の教科書でどのように扱われたかを知ることが、女子教育史上、有意義である。そこで「女大学」の各条文と関連ある教科について調査する。

以上、上述の各教科を横に時期ごとに、縦に時代の流れをとらえて分析考察すると、「女大学」関連教科の調査分析によって『教科書にみられる「家族像」』を把握したい。

I 研究方法

修身教科書⁵⁾と戦前・国語教科書⁴⁾およびその他の教科(習字、音楽、家事)の教科書における「家族像」を国定I期～V期について比較するため、次頁100頁～103頁に掲げる表1を作成した。次にこれまで報告した拙稿(図説・女子教育史と教科書にみられる家庭像⁶⁾⁷⁾)や他の文献を用い分析、考察する。

久 武 綾 子

表 1

国定 I 期～V 期の五期国定教科書にみられる家・

時期区分	教科 項目	修 身 教					
		家		家		族	
		祖 先 と 家	孝 行	兄 弟	男 女	親 類	
国定 I 期 (明治三十七年)	資本主義興盛期の比較的近代期 尋常科	卷一	おとうさん おおかあさん	孝 行	きょうだい		
		二	オ ヤ コ	オカアサン オトウサン	キョーダイ		
		三	そ せ ん	こーこー			
		四		こーこー	あにおとうと	男のつとめ 女のつとめ	
	高等科	一		孝 行			
		二	家 庭				
		三	家 祖 族 先	孝 行			親 族
		四					
国定 II 期 (明治四三年)	家族国家観に基づく帝国主義期 尋常科	卷二	家 庭 の 楽	親の恩、親を 大切にせよ	兄弟仲よくせ よ		
		二	ソセンラッ トベ	オセノオン カウカウ	キョウダイ ナカヨクセヨ		シ ン ル イ
		三		かうかう	きょうだい		
		四		孝 行	兄 弟		
		五		孝 行	兄 弟	女子の務	
		六	祖 先 と 家	忠 孝	兄 弟	男子の務 女子の務	
	高等科	一	家	孝 行			
		二		孝 忠 孝 一致		夫 婦	
国定 III 期 (大正七年)	大正デモクラシー期 尋常科	卷二	カ テ イ	オヤノオン・オ ヤライセツニ	キョウダイ ナカヨクセヨ		
		二	ソ セ ン タ ヲ ヲ	カウカウ	キョウダイ ナカヨクセヨ		シ ン ル イ
		三		かうかう			
		四		孝 行	兄 弟		
		五		孝 行	兄 弟	主婦の務 男子の務	
		六	祖 先 と 家	忠 孝		男子の務 女子の務	
	高等科	一	家	孝 行		女子の本分	親 類
		二		孝 忠 孝 一致	兄 弟 姉 妹		
国定 IV 期 (昭和八年)	ファシズム強化期 尋常科	卷一	ワ タ ク シ ノ ウ チ	オトウサン、オカア サン、オヤヲライセツニ	キョウダイ		
		二	ソ セ ン タ ヲ ヲ	カウカウ	キョウダイ ナカヨク		シ ン ル イ
		三		かうかう			
		四		孝 行	兄 弟		
		五		父 孝 母 行	兄 弟		
		六	祖 先 と 家	孝			
	高等科	一	家	孝 行 孝 舅 姑 (女子用)		女子の本分 貞操 (女子用)	親 類
		二		孝 忠 孝 一致	兄 弟 姉 妹	夫 婦	
国定 V 期 (昭和一六年)	決戦体制下の軍国主義期 初等科	ヨ イ ド モ	私 ノ ウ チ	オトウサン、オカア サン、オテツダイ			
		一		つばめのす			
		二					
	高等科	一	私 たち の 家				
		一		孝 行			
		二					

表中 — したのは、二宮金次郎を登場人物とする。

教科書にみられる「家族像」

家族・家庭教育・家族と国家観に関する教材分析

科 書					
	個 人			社 会	国 家
召 使	忍 耐	儉 約	勤 勉	礼 儀	忠 義
		モノヲソマツ ニアツカフナ		コトバツカヒ	
めしつかひを あはれめ	にんたい	けんやく	きんべん	れいぎ	ちゅうぎ
			きんべん	れいぎ	あいくん ちゅうくん
	忍 耐	儉 約	勤 勞	礼 儀	
主人と召使 主人と婢	忍 耐		僮 倅		
	忍 耐	金 銭	勤 勞	言 語	忠君愛國
		物を粗末に扱ふな		行 儀よく	忠 義
メシツカイヲ イタハレ	シンバウツヨク クアレ	キンケン	シゴトニハゲメ	ブサホウナコ トヲスルナ	チュウギ
	かんにん	けんやく		ぎやうぎ	ちゅうくん
召 使	克 己		職務に勉勵せよ	礼 儀	忠君愛國 靖国神社
主人と召使	忍 耐	儉 約		礼 儀	忠君愛國
	胆力を養へ		勤 勉		忠君愛國
		質 素	勤 勉	礼 儀	忠君愛國
		恭 儉			忠 義 義勇奉公
		モノヲソマツ ニアツカフナ		キョウギヲヨク クセヨ ブサホウナ コトヲスルナ	チュウギ
メシツカイヲ イタハレ	シンボウ ツヨクアレ				チュウギ
	かんにん	けんやく	しごとにはげめ	ぎやうぎ	ちゅうくん あいくん
	克 己		仕事に励め	礼 儀	靖国神社
	忍 耐	儉 約	勤 勞	礼 儀	忠 義
			勤 勉		忠君愛國
		質 素	勤 勉	礼 儀	愛 國
		恭 儉			國民の誠忠 義勇奉公
		モノヲダイジニ			チュウギ
	シンバウツヨク		ナマケルナ	ブサホウナ コトヲスルナ	チュウギ
	かんにん	けんやく	しごとにはげめ	ぎやうぎ	忠君愛國
	わがまを 言ふな			礼 儀	靖国神社
		儉 約	勤 勞	礼 儀	忠君愛國
			勤 勉		忠
		質 素	勤 勉	礼 儀	愛 國
		恭 儉			國民の誠忠 義勇奉公
		オコメ		オキヤクサマ	バンザイ
	ヤナギニ蛙			目ダカスクヒ	
	負けじたましひ		一つぶの米		にいさん 心を一つに
				ことばつかひ	靖国神社
			農夫作兵衛	礼 儀	軍神のおもかげ 特別攻撃隊 と 父親 國民皆兵 みくにまな 誠
			伊能忠敬		
			勤勞の心		

表中、太字で示したのは本文に叙述した題材

表 1 五期国定教科書にみられる家・家族・家庭教育・家族と国家観に関する教材分析

時期区分	教科 項目	国 語 教 育					
		家		家 族			
		祖先と家	孝 行	親 心	兄 弟	婦 道	
国定Ⅰ期 (明治三七年)	資本主義興盛期の比較的近代期 尋常科	一					
		二					
		三	わたくしの家				
		四		小太郎の日記		三つ の ちよーちよ	
	高等科	一					
		二					
		三					
		四		小書記勉三		吉田松陰	
国定Ⅱ期 (明治四三年)	家族国家観に基づく帝国主義期 尋常科	一	シンバイシマス	オカアサン			
		二	子ドモノ心	母の心			
		三	母の手つだい				
		四	■の■*	手紙		山内一豊の妻	
		五					
		六				日本の女子	
	高等科	一		漢土雑話	母の心	漢土雑話	
		二					
国定Ⅲ期 (大正七年)	大正デモクラシー期 尋常科	一	ユウガタニ ナリマシタ	オヤ牛ト子牛			
		二	お花		きゅうだい		
		三	養老	■の■*			
		四	手紙				
		五					
		六			ふか		
	高等科	一	鎮守に詣で				
		二	我が家		賢母の教		
国定Ⅳ期 (昭和八年)	ファッション強化期 尋常科	一	オツカヒ				
		二	ラヂサンノウチ	かぐやひめ			
		三					
		四	万寿姫			馬ぞろへ	
		五	雨の養老	母の力			
		六				黄瀬川の対面	
	高等科	一					
		二					
国定Ⅴ期 (昭和一六年)	決戦体制下の軍国主義期 初等科	一	オボシ ユメ	オツカヒ ケンチャン			
		二		鏡	かぐやひめ		
		三					
		四		万寿姫 の 母			
		五				武士のおもかけ (馬ぞろへ)	
		六			母の力		
	高等科	一					
		二	我が家		賢母の教		

■は、唱歌の歌詞と同じ詩

教科書にみられる「家族像」

(唐澤富太郎「教科書の歴史」の付録より、習字、家事、唱歌(音楽)は、「日本教科書大系」から調査)

科		書		習 字	家 事	唱 歌 (音 楽) I 期は、明治44年～昭和6年
個 人	動 勉	国 家	忠 義			
忍 耐 努 力						
				兄弟ナカヨクナサイ		
				君は民を愛し 国家ノタ メニ家ヲ忘レ身ヲ忘ル 命を惜まず天皇陛下につ くせ		
				父子一代一族		
気のかほり 易き男	白い雀 伊能忠敬	楠木正行と 母	諸葛孔明			
スエズ運河	船津伝次平					
		天ジンサマ				親の恩(修身)
かへるとくも				父母兄弟		二宮金次郎(修身)
		豊臣秀吉		人々忠義と第一にあふけ や……		豊臣秀吉、 徳川義直
何事も精神	手ノハタラキ 白雀、かち屋	楠木正行 佐母	菊梅梅	忠義孝行恩受 菊梅梅 松林九郎豊政所教々々		廣瀬中佐、村の齋治屋、橋中佐、靖国神社
張良と韓信		水兵の母 真山		父母ノ恩ハ山ヨリモ高ク 海ヨリモ深シ		忍 耐(修身)
	時 間 苦 楽	吉野山 島高徳		楠木正成新田		児島高徳
スエズ運河		維新の 三義士			「理科家事」	
		伊藤博文				
をのの たうふう	ハヤオキ 一本杉			父母 あに あね		
一足々々		大日本		親孝行 兄弟姉妹		
水の力	カザ屋	一太郎やあい		親子ハ子ヲ生メバ三日ノ 後……		
	今日開墾	水兵の母 島高徳		昨日の敵は今日の友……		
遠 泳		孔明				
かんにん		村上義光			大正8年「家 事科」独立	
		伊藤博文				国定II期は、昭和7年～
ヤナギノエダ ニトビック カヘル						親の恩
カケッコ						二宮金次郎
		東郷元帥				豊臣秀吉、 徳川義直
		弟 楠 慶 錦 旗 橋 中 水 兵 母 西 山 莊 秋 万 葉 集		忠義孝行 真心		廣瀬中佐、村の齋治屋、 橋中佐、靖国神社
張良と韓信				乃木大将、旅順開城		児島高徳 忍耐
					女子と家事 敬 老 家庭生活の合理化	
	ア リ					国定III期、昭和16年～ (唱歌が音楽になる)
かけっこ		金しくんしゃう				
		三 勇 士		よせ書、千人針		三 勇 士
		東郷元帥		忠臣楠木正成		村の齋治屋、広瀬中佐
遠 泳		弟 楠 慶 錦 旗 橋 中 水 兵 母 西 山 莊 秋 万 葉 集		何のために軍には出で候 を……(水兵の母より)		母の歌 小 楠 公
	山の生活	万葉集 水の流れ		御民われ生けるるしあり ……		御民 われ
		大君のへに			わが國の家と女 子、敬老 教 科 書 未 刊	
		伊藤博文				

注) 音楽の歌題を太字で示したのは他の教材と関連のあるもの

II 調査内容および分析と考察

研究方法で述べたように本稿では、まず表1を作成したが、この表は唐澤富太郎氏の教科書の歴史の付録（五期国定修身教科書と同国語教科書に現われた道德内容の分析表）を参照にして作成した。付録の「家庭」の項目（本稿表1では家・家族とした）は、全部を引用したが、「個人」「社会」「国家」の項目についてはその一部を引用したにすぎない。そこで全体との関係を見るため修身教科書に現われた道德項目の分類図表を下に図-1として掲げる。同様、国語教科書に現われた道德項目の分類図表を図-2として掲ぐ。

下図の図-1と図-2を見ると五期国定教科書全体の各時期における項目別の割合がわかると思われる。なお修身教科書と国語教科書の項目別の差異も比較できよう。

さて、図-1から五期国定修身教科書の特徴をみると1期（明治38年～）は、「個人」と「社会」が五期を通じて最高で逆に「国家」の項目が最低であることがわかる。それに対しV期（昭和16年～）は、「個人」「社会」が低く「国家」が非常に高くなっている。

次に図-2から五期国定国語教科書の特徴をみるとⅢ期（大正7年～）が「個人」と「社会」が最高で、V期（昭和16年～）は「国家」の項目が非常に高いことがわかる。

以上、図-1と図-2によって、I期の資本主義興盛期の比較的近代的な時期、II期の家族国家観に基づく帝国主義段階期、Ⅲ期の大正デモクラシー期、Ⅳ期のファシズム強化期、V期の決戦体制下の軍国主義期という五期それぞれの特徴がわかってる。

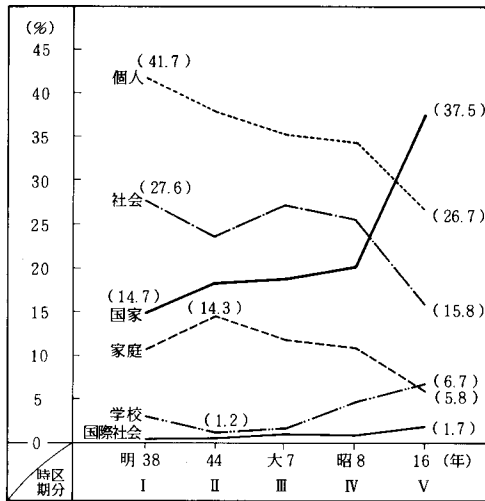


図-1 五期修身教科書に現われた道德分類図表
注)*個人、社会、国家、家庭、学校、国際社会
というのは、唐澤氏の付録の項目

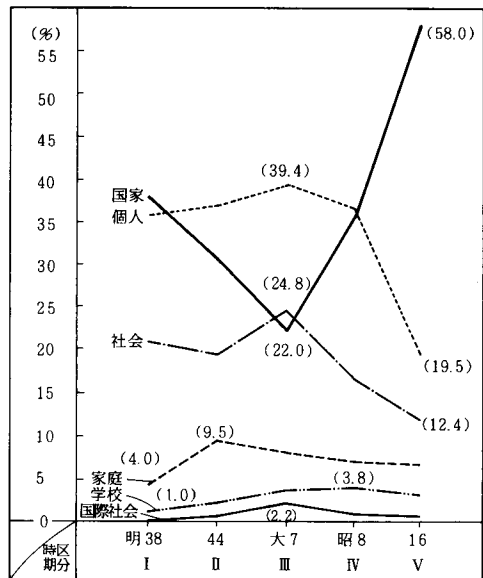


図-2 五期国語教科書に現われた道德分類図表

1. 「女大学」の戦前・教科書における扱われ方

1) 女大学について

女大学は、『女四書』の忠実な要約書である。さて『女四書』とは何かというと、男子の

四書に対応するものとして、また中国の女四書や列女伝に代って、わが国独自の女四書すなわち、女小学、女大学、女中庸、女論語が、享保改革の庶民教化政策として出現した。女小学、女大学が近世的儒教的性格を鮮やかに示したのに対し、女中庸、女論語には中世的な名残りが多く、殆んど普及しなかった。¹⁰⁾ なお詳細は拙稿ほかを参照されたい。

「女大学」は、女子がこれを用いてその内容となす条々を身につけると同時に、文字の手習いに役だち、巻首、頭書、巻末に女子の教養・技芸についての記事を収録してある。始祖となり原型となったのは、享保元年(1716)の「女大学宝箱」で、¹¹⁾ 普通これを指す。

2) 「女大学」と貝原益軒撰の「教_女子_法」との比較

「女大学」の撰者は、貝原益軒であるとする説が古くから流布されている。それは益軒撰「和俗童子訓」の巻之五として収められている「教_女子_法」の一部と殆んど同文から構成されているからである。しかし詳細に比較すると「女大学」は「教_女子_法」に表明されていた人間の価値平等観を完全に捨象し、男女の別、五疾の条を力説している。¹²⁾

次に掲げる表2に「女大学」各条文と「教_女子_法」との比較を拙稿に基き表示した。¹³⁾

3) 「女大学」における女子教育要旨

「女大学」で強調している面は「家族関係」と「家庭経営」の二つの面に集約されよう。「家族関係」では女は結婚すると夫の家をわが家とするから舅姑に孝行し、夫を主人と思ひ夫を天とする故、夫に逆って天罪を受くるな。また和順にして貞節を尊び言葉を慎め。「家庭経営」の面では、つましく分限に従って家を保ち、とくに下女を使うには心せよ。

4) 「女大学」と関連教科(修身・国語・家事)との比較

次に示す表2に「女大学」各条文とその関連教科との比較を表示した。

表2 「女大学」と教_女子_法、および関連教科(修身・国語・家事)の題材

女 大 学 条 文 要 旨	教_女子_法	修 身	国 語	家 事 (大正8年より)
1条 女兒は、ひとえに親の教え一つで育つものである	2条 1条 11条			
2条 女は ^{かち} 容よりも心の勝っているのがよい和順にして、真信に、情深く	2条 3条	国定IV期巻1 夫婦	明治33年 国語読本 巻7	
3条 「礼」…男女は席を同じくせず「小学」…女は、父母の命と媒妁に非ざれば交わらず親します	14条 なし			
4条 婦人は夫の家をわが家とす「大戴礼」七去の法	17条 10条 七去のうち 無子と悪疾 は天命			
5条 女子は、生家の親より、舅、姑に孝養をつくすべきである	16条1	国定IV期高等 科巻1 女子用 舅姑、孝行		
6条 婦人は、夫を主君としてつかえなければならない、儒教の教えである	16条2	国定IV期、高 等科巻2 女子用 夫婦		
7条 こじゅうと、こじゅうとめを敬いむつまじくすべきである	16条3	兄弟の項目 (但し義兄弟 はない)		
8条 嫉妬の心をおこしてはならない夫の諫め方について	16条4 16条5			
9条 言葉のつつしみについて	16条6	礼儀の項目	明治33年 巻6	

女 大 学 条 文 要 旨	教-女子-法	修 身	国 語	家 事 (大正 8 年より)
10条 身を堅く謹み護るべし いえの内の事に心を用いよ	16条 7 8条	国定Ⅳ期 卷一女子用 貞操	明治33年 卷6	
11条 ^{かんなぎ} 巫頼に迷ってはならない	16条 8 18条 6	迷信の項目		
12条 妻は、その家の分限に従って経 営しなければならない	16条 9	儉約の項目	明治33年 卷7 Ⅱ期4年 山内一豊の妻	
13条 女は、若いとき、男性に近づい てはならない	16条 10	男女の項目		
14条 衣服を清潔に衣裳は目立たぬよ うに	16条 10		明治33年 卷6	
15条 夫の方の親類を大切にあつかえ	16条 12 16条 2	親類の項目		
16条 男・姑に、生家の親よりもあつ く仕えよ	16条 1 9条 16条 12	国定Ⅳ期卷1 女子用 男姑		
17条 妻が家の中で務むべきこと	5条 8条	男女の項目		国定Ⅳ期 高等科 女子と家事
18条 下女のあつかい方	16条 3	召使の項目 国定Ⅳ期以降 なし		
19条 女の心ざま悪しき五種の病氣。 男は天に仮え、女は地に象る ゆえに、夫を先立て、我が身と後にす	18条 16条 2 9条	男女の項目		
結語 女子教育の重要性 百万銭を出して女子を嫁しむより 十万銭を出して子を教えよ	16条 むすび			

以上、江戸末期および明治初期に女子の読本兼習字用教科書として使用された「女大学」は、表2によるとその題材から明治期では修身書や国語教科書でとり入れられていたことがわかる。さらに教育内容を各々教科書によって調査すると、女大学を下書にしたいわば女大学小学生版もみられた¹⁴⁾。なお内助の功としてよく例示される国語教科書の「山内一豊の妻」の話は、妻の持参金で夫の馬を買ったのであるから、現行法の特有財産（民法762条1項）に該当する。したがって女大学という分に応じた家庭経営法とは趣旨を異にする。

2. 戦前の教科書にみられる「家族像」

1) 「忠孝一致」思想の成立過程

江戸時代から明治初年における道德教育の「孝」が「忠孝一致」となった経緯をたどり、その社会的背景を考察する。それによって為政者の家族に対する考え方が解明されよう。

(1) 六諭衍義大意¹⁾²⁾と庶民教育

江戸時代の「教育勅語」ともいべき『六諭衍義大意』は、その説くところの第一は孝¹⁵⁾行である。そして上下的親子関係を根本原理とし、それから人間関係を演繹したもので、その原理は明治以後の社会にも生き続け、近代教科書もその原理を受け継いだ。これは人庶民に読ませる目的で享保7年(1722)刊行の幕府公教育政策上の教科書である。²⁾

(2) 「学制」下の道德教育

江戸時代、武士の教育は四書五経などの古典に基づく儒学によって行われ、庶民では寺子屋の師匠が頒布した「六諭衍義大意」により、また「実語数」「童子教」などの教訓書が使われ儒学中心の道德教育が行われた。¹⁶⁾これに対し、「学制」における道德教育は、これら儒学中心の道德教育を排除し、欧米流の近代市民道德を育成しようとしたが、¹⁷⁾個人の自由・

平等を基本とした道徳は、民情を無視したものとて厳しい追究が高まった。そこで道徳教育の充実強化、すなわち伝統的な儒教主義である仁義忠孝を望む動きが強まった。¹⁸⁾

(3) 教学大旨と修身教科書

儒教主義の道徳教育を押し進め、教育政策の転換は、天皇側近の儒学者たちによって図られ、明治12年、天皇みずからの聖旨「教学大旨」が国民教育の基本として宣言された。¹⁸⁾ 「教学大旨」には、わが国の教育の根本精神は仁義忠孝を明らかにするのが本旨であるとしている。このように儒教主義の復古思想に基づく教育政策は、明治13年ごろからの教科書に対する施策にもあらわれ、文部省の「小学修身書(明治16年)は、主に東洋の古典から格言名句を選んで集録したもので、仁義忠孝を中心とする儒教主義の思想で貫かれている。¹⁹⁾ 例えば “孝は、徳のもとなり。”

孝経

“孝を以て、君につかふれば、すなわち忠なり。”

孝経

“忠臣は、孝子の門にいづ。”

孝経孔伝¹⁹⁾

なお修身科教授法は“熟読暗記セム”²⁰⁾とされ、児童・生徒の精神的発達や主体的理解は問題視されなかった。このことは修身科だけでなく教科書を絶対視する立場から教科書が無批判に学ばせられたのである。それ故『教科書が日本人を作った』²¹⁾といわれる。

(4) 教育勅語と忠孝

森有^{ありの}礼文相の学制改革の後、国家主義思想によって教育全般を統括する傾向が強くなった。明治22年に大日本帝国憲法が發布され、わが国も近代国家の体制を整えようとしてつとあるとき、教育についてもその根元が問題とされ、明治23年10月30日、「教育ニ関スル勅語」²²⁾が發布されたのである。これは、天皇制近代国家を形成するという大前提のもとに、王道政治を理想とする儒教主義と立憲制君主主義との妥協のうえに成立したものである。²³⁾ このことはその内容にも反映している。²⁰⁾ すなわち「忠孝」を道徳の根本に置くことが「国体の精華」「皇祖皇宗ノ遺訓」であり、ここに「教育の淵源」があるとし、この基盤に立って実践すべき徳目として「父母ニ孝ニ……」という儒教倫理的私徳と、「国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」という立憲主義的公德との両者を配している。ここには、この両者の徳目を忠孝²⁰⁾という原理で統合した。いわゆる家族主義的²⁰⁾道徳観がみられる、という。

教育勅語の影響を最も現わしたのが修身教科書で、検定時代のその内容の構成は、明治25年～32年ごろまでは、教育勅語の徳目をあげてその説明に例話や寓話が用いられるという徳目基本主義であった²⁴⁾のが33年ごろより、童話や模範的人物の伝記を扱いその中に勅語の徳目を入れる人物基本主義によって編纂された。これはヘルバルト学派の影響である。²⁴⁾

教科書事件の結果、検定制度の維持が困難となり、²⁵⁾ 国定制度が明治36年から実施された。

国定時代の明治36年のⅠ期国定修身書は教育勅語の趣旨に基づき徳目基本主義と人物基本主義との長所をとった編纂方針である。²⁶⁾ この国定Ⅰ期の教科書は、内容体裁ともに教科書近代化²⁷⁾への大きな歩みをみせている。

これに対して、明治43年よりのⅡ期国定修身書は、日露戦争後の国粋主義思想の影響もあってⅠ期の近代的性格は後退した。すなわち国家は家族の拡大したものであるとする家族国家観に基づく家族主義道徳²⁷⁾が忠孝を中心に強調されているのである。

(5) 国定教科書と忠君愛国

「孝ハ親ヲ安ズルヨリ大イナルハナシ」という格言が、国定修身教科書のうち、4回も現われていることが示すように、修身教科書は「孝」が基本的な構成原理であった。この「孝」²⁸⁾

が、「報恩」と結びついて社会における擬制的な家族主義が拡大されて「忠君愛国」の形をとるに至るのである。この「忠君愛国」の題材が現われるのは国定Ⅱ期からである。国定Ⅰ期では「あいこく」と「ちゅーくん」となっていたのがⅡ期では「忠君愛国」となる。(表1参照)。

ところで忠君愛国の題材が国定Ⅱ期の修身書に多くなるのは何故か、という、それは明治30年代から40年代に漸く資本主義の矛盾が露呈され、これをどう解決するかが問題となった。これを二宮金次郎にみられる報恩(天地の恩、君恩、祖先の恩)とか報徳という封建的倫理によって社会的矛盾を解決しようとしたといわれる。すなわち社会体制の矛盾からくる不幸を金次郎のように報徳精神あらばこうならなかったと不幸の心理的解決法に支配者階級は役立たせた。故に報徳精神は支配者階級にとって恰好な教えであった³¹⁾。

以上述べたように国定Ⅱ期から忠君愛国の題材が多くなるが、それは修身書の木口小平、修身と国語教科書に頻出する乃木大将と広瀬中佐にみられる。それは、いわば二宮金次郎の「孝」と「報恩」が結びついた「忠君愛国」が軍人の姿に変身したときの姿という。

なお、上述の「報恩」であるが、国定Ⅳ期(昭和8年～)の、修身巻六の「祖先と家」に「我等はかやうに深い祖先の恩を受けて生活しているのです。此の恩を感謝し、祖先をあがめ尊び、家の繁栄をはかるのは、自然の情であり、又我が国古来の美風であります……」がある。

この教材はその前の修身書では「人の道」とあったのが、「我が国古来の美風」に変わり、さらにこれを忠君愛国と結びつけている。³²⁾

(6) 忠孝一致と家族国家観

国定Ⅰ期の修身教科書に対し各方面からの批判があり、それを受けて改訂されたⅡ期の教科書では、国民道徳が強化され、家族的倫理が重視されるに至り、高等科2年の教科書で「忠孝一致」の題材をあげている「我が国は家族制度を基礎とし国を挙げて一大家族を成すものにして、皇室は我等の宗家なり。我等国民は子の父母に対する敬愛の情を以て万世一系の皇位を崇敬す。是を以て忠孝は一にして相分れず。……忠孝の一致は実に我が国体の特色なり」と説明している。このように「忠」という天皇への奉公も「孝」という私的な親への奉仕も共に一大家族という都合のよい論理の中に包んで、そこで一致させようとするのである。この家族国家観は、天皇制国家という支配体制を支えるイデオロギーとみることができる。³³⁾

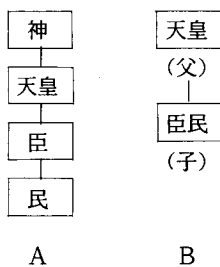


図-3

国民と天皇との関係を図示すると図-3のようになる。

すなわちAの上下関係にありながら情緒的にはBのような単純な家族主義的な関係にある、ということを経験的に教える狭義の家族的社会から一段拡大された家族国家の確立を為政者は意図したのである。³⁴⁾

このような日本社会のきわめて前近代的な人間関係、すなわち上下関係の社会機構、ヒエラルキーに即して恩(忠・孝)を中心とする倫理が支配的となったのである。²⁸⁾

なお国定Ⅳ期、高等科巻二の修身教科書の「忠君一致」の教材では「忠孝は我が国道徳の大本で忠を離れて孝は存しないのである。忠孝の一致は実に我が優絶大な国体に本づいて生まれて来た美風である」と説明している。しかし、何故そうなのか、その理由にはふれていないが、そもそも忠と孝は、次元を異にする道徳で、これを止揚するものは何か、という、それは帝国主義、超国家主義による戦争遂行のための国民教育であることは言をまたない。

2) 「忠孝一致」思想とその教材

(1) 「楠木正成父子」または「その母」について、「忠孝一致」の教材として、足利尊氏との戦いで負戦となった父正成が「君に忠義を尽すのが孝行である」とその子正行を諭し、父の討死を知った正行が自害しようとしたとき母が諫めた話が登場する。これは『忠臣ハ孝子ノ門ニ出ヅ』の格言を衆知せしめる教材で、修身書にも国語科にもあり音楽でもそれがテーマの小学唱歌がある。歴史書は表1にはないが、この題材はⅡ期～Ⅳ期にある。表3は、表1から抄出してまとめたもの。

表3 「楠木正成父子」または「楠木正行とその母」の教材としての位置づけ

教科 国定	修身	国語	習字	唱歌(音楽)*
Ⅰ期	巻四「ちゅーくん」	高等科2年「楠木正行とその母」 (後の尋常6年)		
Ⅱ期	巻六「忠孝」	4学年「楠木正行」	6年「楠木正成新田」	「桜井のわかれ」 4学年 *音楽はⅠ期が 明治44年 ↓ 昭和6年 Ⅱ期にはなし
Ⅲ期	巻六「忠孝」	登場せず		
Ⅳ期	以下 略			

正成は忠臣の鑑^{かがみ}で正成のように国に尽くす国民が求められたので教材として頻出したのである。なお、表3のように、修身、国語、における題材を習字で字を練習し、唱歌で歌うのは表1でもわかるが、これは国定教科書ならではといえる。

(2) 「一太郎やあい」

この題材は国定Ⅲ期の国語科で上述の「楠木正行とその母」に代って登場する。日露戦争のとき御用船で出征する息子一太郎に「一太郎やあい…いるなら鉄砲あげろ」「うちのことはしんばいするな。天子様によく御ほうこうするのだよ…」と叫んだ老母³⁶⁷の実話で、やはり忠孝一致の軍国の母の姿が美談としてとりあげられた。

(3) 水兵の母

これは日清戦役のとき『水兵が母から来た手紙「…何のために軍には出で候ぞ、一命を捨てて、君の御恩に報ゆるために候はずや……そなたが、あっぱれなるてがらを立て候やうとの心願に候。母も人間なれば、我が子にくしとはつゆ思ひ申さず。如何ばかりの思にて此の手紙をしたためしか、よくよくお察し下されたく候」を読みながら泣いているのを通りかかった某太尉が「時来らばお互に目ざましい働きをして艦の名をあげよう。…」とはげました』という話である。

この題材は国定Ⅱ期からⅣ期までの五学年の国語教科書に4回登場するが、その回数は国定国語教科書中、頻度は上位2位である。したがって「水兵の母」³⁷⁾を教材として記憶している人が最も多いといえる。これは、日本人における「母」の観念と軍国日本の庶民的形態を絶妙な論理でつくりあげた傑作といわれ、戦争を支えた女性の姿が「忠孝一本」という観念のもとに浮彫りされたもので、いかに為政者が「水兵の母」のような婦道の鑑たる女性が続出するのを日本のために期待したかは、この教材の登場回数からもうかがえる。

この「水兵の母」における女性像と対照的なのか、与謝野晶子が明治37年に「旅順口包

困軍の中に在る弟を歎きて」という、かの有名な『君死にたまふことなかれ』である。晶子は個人の生命の尊重を叫び、人を殺す戦争に反対したが、国をあげて戦争をしているさ中に発表したこの詩が世間から非難されたのは当然であるが晶子は屈しなかったという。³⁸⁾

なお「水兵の母」は昭和16年からの国定Ⅴ期にも登場するが、「水兵の母」の次の課は「姿なき入城」³⁹⁾という文語体の教材で、要約するとその掲載理由がわかり難いので大部分を載せる。「いとし子よ、ラングーンは落ちたり。いざ汝も勇ましく入城せよ、姿なく、声なき汝なれども。……機は、たちまちほのほを吐き、翼は、空中分解を始めぬ、汝、にっこりとして、天蓋を押し開き、二王立ちとなって、僚機に別れを告げ、「天皇陛下万歳」を奉唱、若き血潮に、大空の積乱雲をいりどりぬ。それより七十六日、汝は、母の心に生きて、今日の入城を待てり。……、いとし子よ、汝、ますらをなれば、大君の御楯を起ちてたくましく、ををしき生きぬ。いざ、今日よりは母のふところに帰りて、安らかに眠れ、幼かりし時、わが乳房にすがりて、すやすやと眠りしごとく。」

さて、上述の「姿なき入城」を読むと決戦下の軍国の母子像がほうふつと浮上してこよう。

3) 「孝行」と家族関係

(1) 戦時下の孝行

「孝行」については拙稿(修身教科書の場合)で表出したが、昭和8年からの国定Ⅳ期では、とくに孝行が、「国のため…」と国家中心へととなっているのに注目すべきである。⁴⁰⁾

「家にあつては、父母は、日夜心を勞して、業務に励み、我が子を教養して、家の繁栄をはり、国のために尽くしています。子たる者は、よく父母の教を守り、孝行を尽くし、兄弟仲よくして互に助け合ひ、父母の心を安んじなければなりません。」⁴¹⁾

(2) 平重盛の場合

巷間「忠ならんと欲すれば孝ならず…」と歎いたといわれる「平重盛」について歴史の教科書でどのように扱っているかを調査したところ、国定Ⅰ期では尋常小学国史上巻で「平清盛」の中で『重盛父をいさむ』とあり、Ⅱ期ではやはり「平清盛」の中で『重盛は忠孝の心の厚き人なりき…清盛の不法の行を諫めしかば……』とあるが、Ⅲ期になると「平重盛」に改訂され、『重盛が、“恩の中にて最も重きは君の御恩なり……父上聞入れたまはずば重盛兵をひきいて法皇を守りたてまつるべし。…此の御企をとげんと思召さば、先づ重盛が首をはねられよ。と。さすがの清盛も此の諫を聞いて、いったんは思ひとどまりき。重盛の如きは、まことに忠孝の道を全うしたる人といふべし』』となっており、重盛の忠孝についてとりあげている。さらにⅣ期ではⅢ期とは同じであるが口語体となっている。Ⅴ期も前期と殆ど同文である。ところで、楠木正成父子の忠孝と重盛の忠孝を比較すると同じ武家であってもその意義が違う。

4) 家庭内の教育

(1) 勤勉力行

国定Ⅰ期～Ⅴ期の五期国定修身教科書で「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ」と教えた教育勅語の生きた典型として二宮金次郎が18課にわたり登場し、その頻度回数の順位は2位である。彼は勤勉力行の典型として明治以後の日本の教育が具体的な国民像として描いて来た理想の人物であった。前掲表1では、下線をした題材に登場する。なお表1では、家族の教育、しつけ等に関して「個人」の項目で忍耐・儉約・勤勉について、修身と国語の教科書での題材を表出した。⁴⁴⁾

なお、勤勉力行を職業観と結びつけた教材にⅡ期、Ⅲ期の国語科の「カチ屋」と小学唱歌「村の鍛冶屋」がある。「村の鍛冶屋」は親しみ易い軽快なメロディーのため多くの青少

年に愛唱された。⁴⁵⁾この文部省唱歌は国定Ⅰ期からⅣ期（音楽では昭和22年～）でも歌われた。なお現在でもテレビコマーシャルのB.G.M.に使われている。

(2) 忍耐

忍耐についての教育は表1にみられるように、修身科でも国語科でも題材とされた。かの「おしん」は、この時代に育った女性を描いている。明治生まれは、柳に飛びつく蛙のように“しんぼう強くあれ。”と教育された。⁴⁷⁾なお音楽でも国定Ⅰ期5学年に「忍耐」の小学唱歌があった。

(3) 家族心理（親心）

表1の国語科では、家族の項目中に「親心」をあげⅢ期の3学年に『冬の夜』というのがある。それは「ともし火近くおとこ衣ぬう母は…」で始まる小学唱歌の同題の歌詞と同じで、二番では戦の手柄を誇る父親が歌われている。この唱歌はⅠ期、Ⅱ期の3学年⁴⁸⁾の教材である。なお親が子を養育した恩を親が老いたとき子に「恩返し」として老親の扶養するのが親孝行とされ、（川島武宜氏の名著『日本社会の家族的構成』の孝の章でとりあげられている）親子の心理を支配した。それ故「オンヲワスレルナ」という教材は頻出する。

(4) 言葉遣い

国語教科書において家族員間で交わされる会話に注目し、その中での呼称や敬語の使われ方を調査した結果を拙稿に載せたが、⁵⁰⁾ここではそれを要約し「家族像」をみてみよう。

まず家族間の呼称であるが、息子や娘から父親、母親に対する呼称は、国定期全期「おとうさん」「おかあさん」が圧倒的に多く、兄姉も「おにいさん」「おねえさん」が多い。

家族間の呼称はⅢ期（大正7年～）までは両親が子どもを呼ぶ時、呼び捨てにしているのにⅣ期（昭和8年～）では、母親が〇〇さんと敬称をつけるようになり、時代と性差がみられた。

家族間の呼称方法および敬語の使われ方をみると明治中期ころの上下関係を示す表現から大正、昭和時代へ次第にそれが薄れる傾向がうかがわれ、家族の変貌がみられた。

5) 祖先と家

ここでは「家」の概念として、世代をこえて連続する家族集団のつながりを指すものとして規定した場合、祖先崇拜の題材がどのようにとりあげられているか、表1によってみてみよう。修身教科書については、拙稿に表出したのでそれを参照されたい。

国語教科書では国定Ⅱ期の「家の紋」がある。これは同期の国定音楽教科書（明治44年より）の文部省唱歌である「家の紋」の歌詞と同じである。楽譜と歌詞は注に掲ぐ。⁵²⁾なおⅡ期（音楽は昭和7年～）の小学唱歌にはない。

「紋」は封建社会の「家」を象徴しており、日本人が冠婚葬祭に紋付を着用するのは、紋に象徴される家格、家柄を誇示するもので「家」制度の名残りが認められる。

6) 夫婦の役割分担、家族員の役割分担

(1) 修身教科書では夫（男）の務、妻（女）の務としてとりあげられている。⁵⁴⁾拙稿に詳細は報告したがそれに基づき要旨を述べると、明治19～36年の検定教科書では、いわば女大学小学生版といえよう。「夫は外、妻は内、妻は夫を大切に立身出世をたすけ、家のさかえさすべし。また女は立居振舞、言葉遣い等、すべてやさしく淑やかにすべきである。しかし、やさしさの中に心は確かにしてみだりに人に動かされないよう」と説いている。

次に国定教科書を見るとⅠ期（明治37年）からⅢ期末（昭和7年）までは検定期までと

あまり変らなく女大学的である。しかしⅡ期（明治43年～）巻六では「……又世には女子を男子より劣れりと思ふものあれども大いなる心得違なり、女子も男子も同じく万物の長にして、ただ其の務を異にするのみ。女子が内に居て一家の世話をなし…」⁵⁵⁾といているのは女大学より、編纂者の意識の成長がうかがわれる。

なおⅡ期から高等科に女子用の教科書が作られ、「舅姑」「貞操」「女子の本分」等の題目が入り、「女子の本分」では「夫を助けて家政を整へ子女を教養する」のが女子の天職であり、天職をよくはたす者が良妻賢母と⁵⁶⁾いっている。

また国語教科書でも「女子の務」「女子の心得」という題材が、検定時代の明治33年の国語読本にみられるが、内容は女大学を下敷にした良妻賢母主義女子教育⁵⁷⁾である。

(2) 家族員の役割分担については、国語教科書から抄出した調査表を拙稿に掲げた。国語科の教科書は、家庭そのものを題材とするのではなく、副次的に家庭・家族が描かれているにすぎない。しかし父親は仕事型、母親は良妻賢母の家事専念型が描かれ、子どもも男の子は外回り、女の子は家事の手伝いなど、性別分業意識が強くあらわれている。

7) 男女差別の意識

そもそも女性差別、女性蔑視の思想の源流をさぐると、わが国では多くの女訓書、女大学に求められる。しかし女子劣等の考え方はすでに平安時代にみられ、それは儒教思想に基づくもので、性差意識の原因は、人々の家庭内外における教育と環境が考えられる。

その究明には過去の教育を知る必要があり、その方法論として教科書調査があげられる。修身書では上述の夫（男）の務、妻（女）の務の項目で多くみられるので再掲しない。

国語教科書⁵⁶⁾をみると、検定時代の教科書で、遊びにおいて男の子と女の子とは違いがある題材が載っている。すなわち男の子は外に出て活発に遊ぶが、女の子は内において静かに人形遊びなどがいいと⁵⁷⁾いっている。このように幼いうちから男は外、女は内という性別意識が植えつけられ、個人の生活を支配するのみか、社会への影響も大きかった。

Ⅲ ま と め

以上、本稿は戦前の修身、国語、習字、音楽、家事科の教科書において家族や家庭内の教育や家族と国家との関係等をどう扱っているかを比較するため項目別の表を作成し、それに基づいて分析・考察したところ、次のようなことがわかった。

1) 女大学における条文を戦前の修身書や国語教科書における関連題材と比較したところ、女大学を下敷にしたいわば女大学小学生版ともいうべき教材もみられた。なお内助の功の例示とされる「山内一豊の妻」の家庭経営法は、分に応じよという女大学とは趣旨が違ふ。

2) 戦前の教科書における「家族像」は、とくに家族国家観に基づくものがあげられる。

(1) 「忠孝一致」思想成立過程

① 江戸時代から明治初年にかけての庶民における道徳教育は「孝」であった。「忠臣は孝子の門に出づ」という孝経の格言は武家に対してである。明治以降「楠木正成父子と母」が教材として頻出するのは国民皆兵となり、国のために尽すことが求められたからである。

② 教育勅語では、「忠孝」を道徳の根本に置くことが教育ノ淵源であるとしており、儒教倫理的私徳と立憲主義的公德が、「忠孝」という原理で統合した、いわゆる家族主義的道徳観がみられるという。

教科書にみられる「家族像」

③ 国定Ⅱ期（明治43年～）になると、「我等国民は子の父母に対する敬愛の情を以て皇位を崇敬す、是を以て忠孝は一にして相分れず。」と「忠」という天皇への奉公も「孝」という私的な親への奉仕も共に一大家族という都合のよい論理の中に包んでそこで一致させたものという。だが「忠」と「孝」が止揚される論理は何か。帝国主義によるものか…。今後もその背景を究明したい。

④ 国定Ⅳ期（昭和8年～）になると、「忠孝は我国道德の大本で、忠を離れて孝は存しない…」と説く。

(2) 「忠孝一致」思想と教材

「忠孝一致」の思想を侵透させるため軍国の母の姿をⅡ期からは庶民の母の代表として、「水兵の母」の題材を国語教科書では4回登場させ、また「一太郎の母」もⅢ期に登場させる。これらは帝国主義や、軍国主義に基づく教材であり、国民教育に与えた影響が大きい。

(3) 忠君愛国

修身教科書は「孝」が基本原理であったがこの「孝」が「報恩」と結びついて社会における擬制的な家族主義が拡大されて「忠君愛国」の形をとるに至るのである。

なおこの「報恩」というのは二宮金次郎の報徳精神であり、金次郎の「孝」と「報恩」が結びついた「忠君愛国」が軍人の姿に変身したのが木口小平、乃木大将、広瀬中佐という。

3) 「しつけ」の教育と教科書

学校および家庭内の「しつけ」に関する教育として、「忍耐」「勤勉」「親の恩」等について説かれ、それについては修身科、国語科のみならず小学唱歌の題材とされたものもあり、それによって、いかに題材を浸透させようとしていたか、教育のあり方が示唆された。

4) 教科書と国民教育

以上、本稿でみてきたように各科の教科書の内容は、その編纂された時期の各々の特徴が如実に現われている。また各科の関連した題材の配置によりカリキュラムのあり方がわかった。すなわち、表3のように、修身、国語の題材を習字で字を練習したり唱歌で歌うのを樋口勘次郎氏はそれを統合主義による教授法という。氏によるとそれは、ヘルバルト派のような管理的なものとは、反対の意見という。⁵⁸⁾

なお、戦前の教育は教科書を学ばせることが多く、『教科書が日本人を作った²¹⁾』といわれるほど教科書が日本人の精神構造形成に及ぼす影響は少なくなかった。

(昭和63年9月16日 受理)

引用文献

- 1) 唐澤富太郎：教科書の歴史 創文社、42～44頁（1956）
- 2) 石川松太郎編：日本教科書大系 往来物系譜 講談社 365～370頁（1970）
- 3) 奥田真丈監修『教科教育百年史』資料編 建帛社（1985）
- 4) 拙稿：『教科書にみられる「家庭像」』—戦前、小学校国語科教科書の場合— 愛教大研究報告 第36輯（芸術・保健体育・家政・技術科学）31～44頁（1987）
- 5) 拙稿：『教科書にみられる「家族像」』—修身教科書の場合— 愛教大研究報告 第37輯（芸術・保健体育・家政・技術科学）53頁～67頁（1988）

久 武 綾 子

- 6) 拙稿：図説・女子教育史（第1報）—女訓書から女大学に至る経緯— 愛教大教科教育センター 研究報告第9号71～82頁（1985）
- 7) 拙稿：図説・女子教育史（第2報）—「女大学」成立とその系譜— 愛教大教科教育センター 研究報告第10号69～79頁（1986）
- 8) 唐澤富太郎：前掲書 228頁
- 9) 唐澤富太郎：前掲書 373頁
- 10) 船津勝雄：「女大学」の成立と普及、大阪府立大学文学部紀要 第20巻第9分冊 36～52頁
- 11) 拙稿 7) 72頁
- 12) 拙稿 7) 79頁
- 13) 拙稿 7) 74頁以下
- 14) 拙稿 4) 38頁以下および拙稿5) の59頁
- 15) 唐澤富太郎：前掲書 770頁以下
- 16) 海後宗臣・仲新：教科書でみる近代日本の教育 東京書籍 15頁以下（1979）
- 17) 遠藤昭彦：明治期の修身科教育 奥田直丈監修『教科教育百年史』建帛社 464頁（1985）
- 18) 遠藤昭彦：前掲論文 465頁
- 19) 海後宗臣・仲新：前掲書 61頁以下
- 20) 遠藤昭彦：前掲論文 467頁
- 21) 唐澤富太郎：前掲書 序1
- 22) 海後宗臣・仲新：前掲書 74頁
- 23) 稲田正次：教育勅語成立過程の研究 講談社（1971）
- 24) 遠藤昭彦：前掲論文 468頁
- 25) 海後宗臣・仲新：前掲書 96頁
- 26) 海後宗臣・仲新：前掲書 102頁
- 27) 遠藤昭彦：前掲論文 469頁
- 28) 唐澤富太郎：前掲書 768頁
- 29) 唐澤富太郎：前掲書 280頁以下
- 30) 唐澤富太郎：前掲書 684頁
- 31) 唐澤富太郎：前掲書 676頁以下
- 32) 海後宗臣・仲新：前掲書 155頁
- 33) 唐澤富太郎：前掲書 278頁
- 34) 唐澤富太郎：前掲書 767頁
- 35) 海後宗臣編 日本教科書大系 近代編（25）音楽 講談社 尋常小学唱歌 文部省 桜井のわか
れ312頁（1965）
- 36) 唐澤富太郎 前掲書 393頁
- 37) 中内敏夫：初等教育『日本近代教育百年史』5 44頁（1974） 拙稿 4) 40頁
中内敏夫：軍国美談と教科書 岩波新書35 59頁～64頁（1988）
- 38) 唐澤富太郎：前掲書 314頁
- 39) 海後宗臣・仲新：前掲書 172頁
- 40) 拙稿 5) 62、63頁
- 41) 唐澤富太郎：前掲書 449頁
- 42) 唐澤富太郎：前掲書 411頁
- 43) 海後宗臣編 日本教科書大系 近代編19巻 歴史(二)、457頁、580頁、648頁。20巻 歴史(三)33
～35頁、150～151頁（1962）
- 44) 唐澤富太郎：前掲書 679頁
- 45) 唐澤富太郎：前掲書 309頁

教科書にみられる「家族像」

- 46) 海後宗臣編：前掲 日本教科書大系 (25) 音楽 311 頁、383 頁、555 頁 (1965)
 47) 同 上 326 頁
 48) 同 上 309 頁、372 頁
 49) 川島武宜：日本社会の家族的構成 日本評論社 79 頁以下 (1950)
 50) 拙稿 4) 37 頁
 51) 拙稿 5) 60 頁
 52) 前掲：日本教科書大系 (25) 音楽 315 頁
 53) 丹羽基二：家紋 秋田書店 12 頁以下 (1969)
 54) 拙稿 5) の 58 頁以下
 55) 勝部真長・渋川久子：道德教育の歴史 玉川大学出版部。106 頁 (1984)
 56) 拙稿 4) 38 頁
 57) 拙稿 4) 36 頁
 58) 樋口勲次郎：『統合主義新教授法』同文館、仲新・稲垣忠彦・佐藤秀夫編『近代日本教科書教授
 法資料集成』第 4 巻 東京書籍所収、268 頁以下。(1899)

52) 「家の紋」の楽譜と歌詞

一 オ ホ ソ イ ヘ ノ モ シ コ ロ
 二 い ほ リ イ か は の か ー ら
 三 ウ メ バ チ サ クラ クラ タ チ バ ナー ヤ

イ フー ソウ カダ シ シ キ ター リ
 四 が き ろ に コ ー ー ー ー ー
 サ ン ガ イ マ ツ ニ ー ー ー ー ー

ク ス ノ キ フ シ ノ キ ミ タ ス イ ハ
 ナ タ ガ リ フ ジ ゴ に ー ー ー ー ー
 ア ー ガ リ サ ガ ノ ー ー ー ー ー

チュウ キ ノ カ マ リ ナ ホ タ カ シ
 ミ ツ フ シ カ ヲ つ め ナク エ タ カ シ
 サ テ ハ タ カ ハ ツ ル ノ マ

四 イ ヘ ノ ウ チ ノ ナ オ ホ ケ レ バ

モ ン ノ カ ズ カ ズ カ ギ リ ナ シ

- 家の紋
- 一、おほよそ家の紋どころ
 いふもかしこし菊と桐
 楠木父子の菊水は、
 忠義のかをりなほ高し。
- 二、いほり木瓜は孝行の
 曾我兄弟に知られたり。
 二つどもえに三つどもえ
 三つ星四つ目九曜星
- 三、梅ばち桜たちばなや
 三がい松にささの雪
 上がり下がりの藤の紋、
 さては鷹の羽つるの丸。
- 四、家の氏の名多ければ
 紋の数々かぎりなし。